

## 趣旨

- ・ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」第8条第1項に基づき、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となる「青少年雇用対策基本方針」を厚生労働大臣が策定（平成28年4月1日より適用）
- ・ 本方針の運営期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とする
- ・ 第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年厚生労働省告示第149号）は廃止する

## 基本方針の概要

はじめに

### 第一 青少年の職業生活の動向

- 一 青少年を取り巻く環境の変化
- 二 青少年等の現状

### 第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに

職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

- 一 青少年雇用対策の方向性
- 二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援
  - （一）在学段階からの職業意識等の醸成
    - ① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
    - ② 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
    - ③ 労働法制に関する知識等の周知啓発
  - （二）マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援
    - ① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
    - ② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
    - ③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
    - ④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応
    - ⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

- （一）青少年の雇用管理の改善に向けた支援
- （二）青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
- （三）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

六 職業能力の開発及び向上の促進

- （一）職業訓練の推進
- （二）職業能力検定の活用の促進
- （三）職業人生を通じたキャリア形成支援

七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

八 地域における青少年の活躍促進

九 青少年福祉施策の実施

## はじめに

- ・ 青少年の対象年齢については、第9次方針において「35歳未満」としていたことを踏まえ、引き続き、「35歳未満」とするが、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、概ね「45歳未満」の者についてもその対象とすることを妨げない。
- ・ 法第3条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれる。

## 第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

### 二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

#### （一）在学段階からの職業意識等の醸成

- ・ 学校等におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所は、職場体験・インターンシップの受入企業の開拓、職業講話の実施等、積極的な協力を努める。職場体験・インターンシップが趣旨に沿った適正な形で実施されるよう、事業主等への周知徹底を図る。
- ・ 学校等による主体的な取組がより効果的に推進されるよう、各地域の地方公共団体、労使団体、企業、労働行政等関係機関の連携・協力の際、労働行政の有するキャリア形成に資する資源や手法、人材等を広く提供し、活用の促進を図る。
- ・ 学生・生徒に対して労働法制に関する知識等の周知を図るため、国は、都道府県労働局及び公共職業安定所による講師の派遣、労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行う。また、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、総合労働相談コーナー等の相談窓口を周知する。

## （二）マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援

- ・ 学校等から職業生活への円滑な橋渡しのため、公共職業安定所が学校等と連携・協力し、地域の学校等や学生・生徒等のニーズに応じた支援を行う。法に基づく認定制度や若者応援宣言事業により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模等にとらわれない職業選択を促す。
- ・ 学校卒業見込者の採用枠について、既卒者が学校等卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること等について定めた事業主等指針を活用し、既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促す。
- ・ 募集時に示された労働条件等と労働契約締結時に明示された労働条件等が異なる等のトラブルが発生している現状に鑑み、職業安定法、労働基準法等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、行政指導の実施に加え、個別労働紛争解決制度等の周知、公共職業安定所での相談等への適切な対応を行う。

マッチングの向上のため、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者等求人の申込みを受理するに当たっては、全ての青少年雇用情報の提供を求める。また、公共職業安定所は、青少年雇用情報の求めを行ったことを理由とした不利益取扱いに係る相談等、青少年雇用情報の提供の仕組みが有効に機能するために必要な取組を進める。

- ・ 労働基準法等の法令違反が疑われる企業については、労働基準監督機関等において監督指導等を行うほか、公共職業安定所において、法第11条に規定する求人不受理の措置を着実に実施する。
- ・ 公共職業安定所は、学校卒業見込者について就職後においても相談対応等の職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用管理の改善を促す。

## 三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

- ・ 就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学に際して、学校等、公共職業安定所、地域若者サポートステーション等が連携して、就職支援機関、職業訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行う。
- ・ 就職先が決まらないまま卒業した者については、学校等、新卒応援ハローワーク等が連携し、個別支援や面接会の集中的な開催等により、卒業直後の支援の充実を図る。

## 四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

- ・ わかものハローワーク等において、個々のニーズや課題に応じた支援を行い、正規雇用への移行を促進する。
- ・ 事業主に対しては、トライアル雇用、雇用型訓練や企業内での正規雇用への転換の取組など、青少年の正規雇用化に係る積極的な取組を促していく。

## 五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

### （一）青少年の雇用管理の改善に向けた支援

- ・ 企業の雇用管理の改善に向けて、離職率の高い業種について、雇用管理面での課題分析・改善等を促進するなど積極的な支援を行う。

# 青少年雇用対策基本方針（案）④

## （二）青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

- ・ 青少年の採用に課題を抱える中小企業の情報発信を支援するため、法に基づく認定制度等を推進し、公共職業安定所等において重点的にマッチングを行う。

## （三）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

- ・ 所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進等、仕事と生活の調和の改善に向けた企業における自主的な取組を促すとともに、仕事と生活の調和のとれた働き方の円滑な導入を促す。

## 六 職業能力の開発及び向上の促進

### （一）職業訓練の推進

- ・ 公共職業訓練として実施している青少年を対象とした訓練メニューや、雇用型訓練を引き続き推進する。
- ・ 産業界や地域のニーズを踏まえて産学官による地域コンソーシアムを構築し、職業訓練コースの開発・検証を行う。
- ・ 雇用保険を受給できない青少年に対しては、求職者支援制度により早期の就業を引き続き支援する。
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、訓練受講前にキャリアコンサルティングを行うことにより、職業能力開発の課題や目標を明確にした上で適切な訓練へ誘導することが重要である。また、訓練中についても、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。
- ・ 企業内の青少年の育成については、引き続き、助成金、認定職業訓練制度等により必要な支援等を行う。

# 青少年雇用対策基本方針（案）⑤

## （二）職業能力検定の活用の促進

- ・ 技能検定制度について、青少年を主な対象とした技能検定3級の対象職種の拡大を進めるとともに、学校教育等との連携を通じた青少年に対する技能検定の積極的な活用促進を図る。
- ・ 今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野等に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備等を進める。

## （三）職業人生を通じたキャリア形成支援

- ・ 求職者だけでなく、在職者も含めた青少年の主体的なキャリア形成を促進するため、教育訓練給付等の各制度の活用、企業への支援等により、青少年が能力開発を行う環境整備に取り組む。
- ・ キャリアコンサルタントの登録制度等を活用し、青少年のキャリア形成支援の機会の拡充に努める。
- ・ 青少年の職業能力開発、就職支援のため、定期的なキャリアコンサルティングやジョブ・カードの活用を促進する。

## 七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

- ・ ニート等の青少年に対し、地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等との連携を通じた情報提供等や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援等を実施する。

## 八 地域における青少年の活躍促進

- ・ 国、地方公共団体、事業主、大学等が連携し、地域の募集・求人情報の収集及び提供等の必要な取組を進めることにより、いわゆるUIターン就職を積極的に支援していく。